| | |
|---|---|
| 第二十五条第一項 | |
| ［略］及び住所 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| 第二十五条第二項第一号 | |
| ［略］ | ［略］ |
| 第二十五条の二第一項第一号 | |
| ［略］及び住所 | ［略］ |
| 第二十五条の三 | |
| ［略］及び住所 | ［略］ |
| 第二十五条の四 | |
| ［略］及び住所 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |

7　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所、本人確認番号（個人番号又は基礎年金番号をいう。以下同じ。）及び支給繰上げの請求をする旨を記載した届書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。

| | |
|---|---|
| 第二十五条第一項 | |
| ［同上］及び住所 | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ |
| 第二十五条第二項第一号 | |
| ［同上］ | ［同上］ |
| 第二十五条の二第一項第一号 | |
| ［同上］及び住所 | ［同上］ |
| 第二十五条の三 | |
| ［同上］及び住所 | ［同上］ |
| 第二十五条の四 | |
| ［同上］及び住所 | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ |

7　私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条により読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による旧職域加算退職給付の支給を受けようとする者（改正前国共済法附則第十二条の三の二の表の上欄に掲げる者（国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。）で、同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する月の前月までに請求するものに限る。）は、氏名、生年月日、住所、基礎年金番号及び支給繰上げの請求をする旨を記載した届書を第一項の請求書と併せて提出しなければならない。